

お願い

## いらなくなった家電は正しくリユース、リサイクル

環境経済課

新しい家電が次から次に生み出され、便利になる私たちの生活。その一方で毎日多くの古い家電が捨てられています。適正に処分されなかった家電は、国内外で深刻な環境汚染や健康被害を引き起こしています。長年愛用した家電だからこそ、最後まで責任を持って処分しましょう。

※『笠松町家庭ごみハンドブック』に、家電リサイクル法対象家電品の処分方法が載っていますのでご覧ください。



笠松町家庭ごみハンドブック

家庭から出るごみの正しい処分方法がわかる冊子です。役場環境経済課、松枝公民館、総合会館の窓口で、無料配布しています。

【問合先】環境経済課

### ◆不要品回収業者に渡さない

「無料回収」をスピーカーなどで宣伝し、家電を回収する業者の多くは違法（無許可営業）です。回収した家電から価値のある部分だけを取り出し、残りを不法投棄したり、海外へ売却したりするなど、適正に処理していません。また、トラックに積んだ後に、高額な料金を請求するなどトラブルも起きています。

### ◆正しい処分方法を知ろう

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は、家電リサイクル法によってリサイクルすることが義務付けられています。町による回収や処理はできませんので、次のいずれかの方法で処理してください。

- ①購入した小売店または買い替えする小売店で、家電リサイクル券を購入し、引き取ってもらう。
- ②郵便局の窓口で、家電リサイクル券を購入し、引き取ってもらう。
- ③比較的新しくて十分使える場合は、リサイクルショップに買い取ってもらう。（古物商の許可を受けた信用できる業者にお願いしよう）

お知らせ

## ご家庭で生ごみの処理を始めてみませんか？ 生ごみ処理機の購入助成金制度

環境経済課

私たちの生活のなかで、必ず発生する生ごみ。水分が多い生ごみは、焼却時に多くのエネルギーを使います。そんな生ごみもちょっとした工夫で減らすことができます。

町では、ごみ減量化に向けて、生ごみをたい肥（肥料）に変える生ごみ処理装置の購入費用の一部を助成する制度がありますので、ぜひご利用ください。

【対象者】町内在住者

【申請に必要なもの】

- ・品名と世帯主名が記載された領収書
- ・印鑑
- ・振込口座がわかるもの

### 【補助内容】

区分	補助金の限度額	1世帯の限度基数
生ごみ堆肥化容器	購入金額の70パーセント以内 5,000円	2基
電気式生ごみ処理機	購入金額の3分の2以内 20,000円	1基
非電気式生ごみ処理機	購入金額の3分の2以内 10,000円	1基
ダンボールコンポスト（容器と基材一式）	購入金額の70パーセント以内 1,000円	年間4基

【問合先】環境経済課

いっしょに子育て

## 笠松双葉幼稚園

〒501-6064 岐阜県羽島郡笠松町北及66  
TEL:058-387-9155  
http://www.tsumiki.ed.jp

循環社会に奉仕する

## 有限会社 内田商会

生活系ごみ 事業系ごみ 引越などの粗大ごみ  
羽島郡笠松町大池町9番地の1  
TEL 058-388-1006  
FAX 058-388-0765